

競争契約参加心得

(湯布院病院の設備保守に係る 吸収式冷温水器保守契約調達)

独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」という。）の本部又は病院（以下「病院等」という。）で調達する設備保守契約の競争入札に参加しようとする者は、次の事項を心得ておいて下さい。疑問の点等については、契約事務担当職員にお尋ね下さい。

(目的)

- 1 病院等の吸収式冷温水器保守契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）、その他の方法による契約を行う場合における入札その他の取扱いについては、この心得の定めるところによるものとします。

(競争入札参加者の資格)

- 2 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札に必要な資格を有しななければならないが、この資格を有しないものは入札に参加できません。ただし、一般競争入札においては、入札公示に示されている資格も有しなければ入札に参加できません。

(競争入札参加者の資格証明)

- 3 前号の資格を証明するため、厚生労働省から受理した等級決定通知書の写し、及び病院長（以下「経理責任者」という。）から受理した競争参加資格確認通知書の写し又は入札執行通知書を入札の日提出して下さい。資格の有無を確認します。

(入札等)

- 4 入札参加者は、仕様書、添付書類を熟覧の上、入札しなければなりません。この場合において仕様書、契約書案等について疑義があるときは、書面にて関係職員の説明を求めることができます。
- 5 入札書は、【6（1）⑨】により作成し、入札書を封かんの上、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札函に投入しなければなりません。
- 6 入札書は、指定された競争入札執行の場所及び日時に入札者又は代理人により直接入札し、開札にたちあわなければならない。
- 7 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状【6（1）⑩】を持参させなければなりません。
入札参加者又は入札参加者の代理人は当該入札に対する他の入札参加者の代理を兼ねることはできません。
- 8 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は一般競争入札に参加できません。また、次のいずれかに該当すると認められる者又はこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても一般競争入札に参加することができません。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
 - 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 七 前各号に類する行為を行った者

(入札の辞退)

- 9 競争参加資格確認通知又は指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 10 競争参加資格確認通知又は指名を受けた者で入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより、書面にて提出してください。
- 一 入札執行前にあっては、入札辞退届【6(1)⑩】を経理責任者に直接持参し、又は郵送(入札の前日までに到達するものに限る。)してください。
 - 二 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその辞退を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出してください。
- 11 入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(公正な入札の確保)

- 12 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってははいけません。
- 13 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- 14 入札参加者は、落札者又は交渉権者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(入札の取りやめ等)

- 15 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

(一度提出した入札書の引換え等の禁止)

- 16 入札書は、一度提出した後に、引換え・変更・取消等を行うことはできません。

(無効の入札)

- 17 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
- 一 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - 二 委任状を持参しない代理人のした入札
 - 三 記名押印又は署名を欠く入札
 - 四 金額を訂正した入札
 - 五 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - 六 明らかに連合によると認められる入札
 - 七 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - 八 その他入札に関する条件に違反した入札

(入札者以外の者の入札会場立入りの禁止)

- 18 入札者以外の者は、入札会場に立入ることができません。

(契約者の決定)

- 19 予定価格以内の価格で有効入札をした者(以下「交渉権者」という。)と契約の交渉をすることとします。交渉権者が複数の場合は、申込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとしますが、第一順位の交渉権者(以下「第一交渉権者」という。)の申込み価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とする場合があります。
- 契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格を決定することとなります。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行います。
- 契約金額が決定した場合は、その者を契約決定者とします。

- 20 交渉権者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじを引かせて交渉順位を決定することとなります。この場合に、くじを引くべき者で入札会場に出席しない者、又

はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員が引くこととします。

(再度入札)

- 21 開札の結果、各競争参加者の入札価格がすべて予定価格を超えたときは、直ちに再度（4回まで）入札を行います。

(契約書等の提出)

- 22 契約書を作成する場合には、契約決定者は、経理責任者から交付された契約書の案に記名捺印し、契約金額の決定の日から7日以内に、これを経理責任者に提出しなければなりません。ただし、経理責任者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができます。

- 23 契約決定者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約の決定はその効力を失います。

(見積書の提出)

- 24 契約決定者は、契約金額決定の日から14日以内に、仕様書に適合した見積書を提出してください。

(異議の申し立て)

- 25 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

(入札書)

- 26 入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって交渉対象価格とするので、入札者は消費税等に係る課税業者であるか、非課税業者であるかを問わず見積った金額の、108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとします。

(入札書等の取り扱い)

- 27 提出された入札書は開札前を含め返却しません。入札参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書の提出された文書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があります。